

栃木県部活動指導員・地域クラブ活動指導者バンク運営要領

1 趣旨

この要領は、栃木県部活動指導員・地域クラブ活動指導者バンク設置要綱に基づき、部活動指導員・地域クラブ活動指導者の円滑な活用に向けた必要事項を定めるものとする。

2 栃木県部活動指導員・地域クラブ活動指導者バンクへの登録

部活動指導員・地域クラブ活動指導者として栃木県部活動指導員・地域クラブ活動指導者バンクに登録できる者（以下「登録指導者」という。）は、県教育委員会が適任と認めた者のみとする。

3 登録指導者の活用

栃木県部活動指導員・地域クラブ活動指導者バンクは、登録指導者の活用を図るため、次のことを行う。

- (1) 登録指導者の活用の仕方について、インターネット等により周知徹底を図る。
- (2) 登録指導者が積極的に活用されるよう学校及び教育関係機関及び関係団体等へ働きかける。

4 登録指導者と指導種目（活動）

登録指導者と指導種目（活動）は、別表のとおり。

5 資格要件

(1) 部活動指導員を希望する者

指導する部活動等に係る専門的な知識・技能に加え、学校教育等に関する十分な理解を有する者とする。部活動指導員については、別紙「県立学校部活動指導員配置事業実施要項」参照。

(2) 地域クラブ活動指導者（学校部活動を地域移行した地域クラブ活動の指導者）を希望する者

スポーツや文化芸術活動等における指導経験や資格を有するなど専門的な知識・技能がある者とする。

(3) 部活動指導員と地域クラブ活動指導者のどちらも希望する者

(1) (2) の要件を満たす者とする。

6 登録申請の手続き

登録を希望する者は、以下のいずれかの方法で申請する。

(1) 栃木県電子申請システムによる申請

2次元コードを読み取るか、URL にアクセスの上、必要事項を入力し申請する。

https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=5372



(2) 郵送による申請

ホームページ上から必要書類をダウンロードし、必要事項を記入し簡易書留にて送付し申請する。

必要書類

- ① 登録申請書 (様式第1号)
- ② 登録者個票 (様式第2号)

送付先

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田 1-1-20

栃木県教育委員会事務局健康体育課体力向上・部活動改革担当宛て

7 受付開始日

部活動指導員は、令和5(2023)年4月1日(土)から

地域クラブ活動指導者は、令和5(2023)年9月8日(金)から

8 登録に関する審査

県教育委員会は、受理した申請内容をもとに審査を実施し、合格者を登録指導者として承認する。審査結果通知書(様式第3号)については、申請後2週間以内に本人へ通知する。

9 登録期間

登録指導者の登録期間は最長で3年とする。

10 登録の更新及び追加登録

登録期間が満了したときは、登録指導者は様式第4号により更新の手続きを行うことができる。

11 登録期間中における変更

登録期間中において登録内容に変更が生じた場合は、登録指導者は様式第5号により登録内容の変更を県教育委員会へ報告する。

12 登録の取り消し

登録指導者として不適格と認められる行為があった者は、県教育委員会は、その登録を取り消し、解任することができる。

13 登録指導者の任務

(1) 登録指導者は、県及び市町教育委員会が指定する学校や学校部活動が地域移行された地域クラブにおいて、指導に従事するものとする。

- (2) 登録指導者（部活動指導員）は、事前に学校の校長及び教諭等と十分な打合せを行い、栃木県部活動の運営方針を厳守し、教育的な指導を心がけるとともに、事故防止に十分留意する。
- (3) 登録指導者（地域クラブ活動指導者）は、事前に地域クラブ担当者等と十分な打合せを行い、教育的な指導を心がけるとともに、事故防止に十分留意する。
- (4) 登録指導者は、自己の指導力と資質の向上に努めることとする。
- (5) 登録指導者は、登録に関する選考審査結果通知書（様式第3号）を保管するものとする。

14 登録指導者の照会

照会が可能な団体

- ア 市町教育委員会
- イ 県立学校
- ウ 地域クラブ（学校部活動を地域移行した地域クラブ）

15 照会の手順

- (1) 登録指導者について、照会を希望する場合は、様式第6号により県教育委員会へ照会する。
- (2) 県教育委員会は、様式第7号により依頼者に回答する。
- (3) 依頼者は、照会した登録指導者と事前に指導内容等について打合せ及び面接を行う。
- (4) 依頼者は、照会した登録指導者との打合せ及び面接結果を市町教育委員会又は県教育委員会へ報告し、配置希望と配置条件が合致した際は、登録指導者を部活動等指導者として決定する。
- (5) 市町（県）教育委員会は、決定された部活動等指導者を学校等へ派遣するための手続きを行う。

16 個人情報の保護

収集した個人情報は、地方公務員法第34条により適正に保管する。

附則

- 1 この要領は令和3(2021)年7月7日から実施する。
- 2 この要綱は令和5(2023)年4月1日から実施する。
なお、令和4年(2022)度以前の分については従前の例によるものとする。
- 3 この要綱は令和5(2023)年9月8日から実施する。